

Title	米国所得税法改正問題
Sub Title	
Author	吉村, 良
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.2 (1910. 8) ,p.238(108)- 243(113)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

せるは三使の無念なりとて流罪せられたればなり
宗氏茲に於てか信使の爲に氣の毒に思ひ之がため
大に努むる所ありたれども幕府にては『王の字は
高麗への書には自_レ古_レ不_レ書也、高麗は日本より見
れば我國なり日本の王と高麗の王と書の往復は無
之也、其上前年の兎長老の書簡も昔を思考して被
製たるなれば今以て王の字有間敷』とて許されざ
りしかば遂に又最後の手段として國書の改竄を企
つるに至れり。

十月三使京を發して歸る。七年辛酉幕府宗義成
の臣宗讚岐守智順を朝鮮に遣り之に答ふ、執政も
亦書を致して物若干を其有司に贈る。爾來將軍新
に職を襲ふ度毎に彼使を遣して之を賀するを恒例
とす、然るに文化二年幕府用度多端の故を以て聘
使の内地に入るを停め更に使を遣して對馬にて其
例を受けしめたり。以上は實に徳川初期に於ける
朝鮮と我國との關係なり。蓋し三代以後の日韓關
係に於ては女眞の亂につき朝鮮へ援兵の議、朝鮮
信使の日光山拜廟、柳川騷動等種々論すべき點多

けれどもそは他日に譲り今は姑く茲に筆を擱くて
とすべし。
終に臨んで本文起草のために多大の便宜を與へ
られたる田中、神戸、阿部の三教授に對しては深
く感謝する所なり。(完)

米國所得稅法改正問題

吉 村 良

紐育州知事ヒュース氏は今回の所得稅法改正案を以て、從來合
衆國憲法に定めたる課稅權の制限を撤去し、所得は其源泉の如
何に關せず又何等の調査及配賦の形式に據らず、國會をして直
接に之を徵收せしめんと企てたるものなりとせり、セリゲマ
ン氏は此の説に對して評論を試み此の問題に關し一の解釋を下
せり(Political Science Quarterly, Vol. XXV, No. 2, June, 1910.
pp. 133-219)左に抄譯する所のもの即ち是なり

合衆國憲法の命ずる處に依れば人頭稅及其他の
直接稅は一定の調査に準據するに非れば課稅する
事を得ず、又各州の人口に従ひ配賦稅の形式を採

らざるべからず、今此の規定に基き所得稅を賦課
する時は同數の人口を有する二州に於て、一方の
富が他方の富の五倍に當る場合は各州に於ける同
額の富を有する者の負擔額の間に五倍の差を生ず
るに至らん、從て此の如き不公平を生ずる以上は
直接稅として所得稅の賦課を行ふ事能はず、強て
此れを遂行 んとせば間接稅となす、又は配賦の
形式に依らずして賦課せざるべからず、改正法案
が國會に直接の課稅權を與へんとするを以て直に
憲法改正なりと論ずる者あるは敢へて怪しむに足
らざるなり、加之、所得稅が憲法制定當時に於て
は間接稅として認められたるにも拘らず其後高等
法院は源泉の如何に基き直接稅間接稅及其他の三
種に區別したるが故に徵集の方法に於ても配賦す
べきものと否らざるものとに別れ今回の改正案に
於ては此等の區別をも除去し且源泉の如何に論な
く必然的に配賦すべからざる性質のものは勿論其
他のものと雖も皆配賦に據らずして課稅する事
を得せしめ憲法上の制限を無視して所得稅を直接

稅たらしめんとすに外ならずと論ずるも亦故な
きに非らざるなり。

然れども今回改正案は課稅目的物の變更を目的と
せず單に課稅方法の修正を主眼とせるものなるが
故に假令國會に直接の課稅權を附與するも此れが
爲め毫も合衆國政府又は州市政府の課稅權の限界
を侵す事なし、合衆國政府は憲法の定むる處に従
はずして猥りに課稅權の範圍外に屬する州政府又
は市政府の公債より生ずる所得にも賦課徵收の權
利を取得するの謂にあらざ、假りに今回の改正案
が斯る目的物に對しても國會の課稅權を認むるも
のとせば、合衆國政府は所得に課稅し得るも此の
所得を生ずべき州政府又は市政府の公債其ものに
課稅する事能はざるに至らん、從て一は憲法の精
神に反し他の一は實際上の矛盾を生ずべきを以て
改正案の主意は單に課稅方法の修正にありと云は
ざるべからず

由來有價證券の價格は租稅負擔の有無並負擔額

の如何に依り一定の法則に従て變動するは租税還元説の説明する處にして、今假りに金利四分の場合に額面を以て賣買せらるゝ四分利附公債ありとし此の公債のみに二分の地方財産税を賦課する時はその價格は二分の一に低落すべく、又此の反對に他の財産は何れも二分の租税を負擔するにも拘らず、此の公債のみ之れを免除せられたる時は其の價格は額面の二倍に暴騰すべき理なり然るに合衆國に於ては實際上他の種々なる事情に支配せられ特別課税の場合並一般課税中の特別免除の場合何れに於ても此の如き公債價格の變動を呈せず、一例を擧ぐれば嘗て紐育州はイリー運河擴張費支辨の爲め公債發行の擧あるに先ち利率を三分に限定したれども、愈發行の曉に至り市場沈衰の爲め特に貯蓄銀行、信託會社、保險會社によりて支拂はるべき利率一分の増加を許可せられたる結果三分利附公債及四分利附公債の發行を見るに至りしが、前者は二分九厘臺、後者は三分四厘五毛臺に賣れ行き兩公債の價格の差は僅に租税還元額の二

分の一に過ぎざりし事あり、又マッサチユセツツ州に於て一九〇八年五月一日以降市債の課税を免除したる結果、既發のボストン三分五厘利附市債は一九一〇年同州に於て三分八厘臺に賣行きたるに新市債即租税免除市債は三分四厘臺に過ぎざりき、即ち九十四弗七十六仙に對し百〇一弗八十三仙に當り、税率一分五厘強に對して價格は七分の開きを存したるのみ（尤も引受人の多くは貯蓄銀行たりしにも基因す）されば合衆國に於ては還元説が完全に行はれたる例は極めて少く且市場廣き公債又は免税の範圍大なる公債に於て殊に其の然るを見る、是れ免税の効果を擧ぐる事難き所以なり而して州政府或は市政府の公債は一般財産税の負擔を免除せられたるを以て現今にては二割五分乃至三割の所得税を負擔せる市債と雖も之れを負擔せざるもの價格と毫も異なる處あらず故に今回の改正案に依り州政府或は市政府の公債が租税を負擔するものと假定するも此等公債價格に打撃を加ふる事あらざるべし況んや一般財産税と所得税

とは相異なるのみならず其の影響する處も亦同じからざるべきに於てをや、故に租税の還元により公債價格に變動を生ずるは特別租税の賦課せられたる場合に限るものにして一般の賦課又は免除の場合には勿論特種の免税の場合と雖も生ずる事なし、今回の改正案が源泉の如何に論なく總ての所得に課税せんとするにあるを以て租税の性質は特種のものに非ずして一般的のものなり、すでに總ての所得が租税を負擔する以上は特に公債價格のみに之れが影響を及すの餘地ある可らず、唯市場利率との比較上税率高きに失して外國へ向け資本の流出を促す場合を除きては公債其他の有價證券に不測の打撃を加ふる事なからん、況して此の改正に基き州政府又は市政府の課税權を侵すものに非らざるを以てするも此等の政府の公債價格に變動を來す事なかるべきの理ならずや、又假令此等の公債よりする所得に免税するを以て此等政府の利益也とするも合衆國政府は憲法の定むる處に基き強て斯る利益を附與するの義務なく、州市何れの政

府も亦斯る利益に對して要求するの權利なきと共に不利益なる干渉を受くるの義務なし、加ふるに合衆國政府公債は州市政府の租税を負擔しながら州市政府の公債は合衆國政府の租税を免るゝものとせば合衆國政府の信用は著しく阻害せられて起債力を減じ公債價格の下落に依りて公債所有者に損害を及すと共に州市政府公債の需要を増して結局國民に脱税の風を教ふるに等しかるべし、要するに今回の改正案に於ては決して州市何れの政府の公債所得をも目的となさざるは經濟上の見地よりするも自明の理なり

三

更に政治的見地より解釋を下す時は合衆國政府が州政府の公債又は公債より生ずる所得に課税する場合と州政府が合衆國政府の公債及其の所得に課税する場合は同じからず兩者の間には劃然たる區別ありて、一を以て他を律すべきにあらず、州政府は州の利害に重きを置き諸法令を制定し得れども、之れを以て他州政府及合衆國政府を束縛す

る事を得ず、又國會は各州の代表者を以て組織せらるゝが故に國會に於ける諸法令は各州の賛同あつて始めて制定する事を得即ち兩者は其の地步の確不確を異にする者と云べし、然れども茲に注意すべきは憲法の解釋なり、政治並社會狀態の變化發達が幾多の國家主義的施設を必要とする現社會に於ては十八世紀に於ける憲法制定當時の解釋を維持する能はず、合衆國の存立を完からしめんには確固たる中央集權の國家的發動に重きを置かざるべからず、區々たる個人主義的思想より生ずる解釋こそ共和自治制の破壊者なりと云ふべし、十九世紀に建設せられたる獨逸、加奈陀、南亞弗利加等の諸聯邦に於ては已でに中央政府に統一權を委ねたれども聯邦の維持に毫も支障ある事なし、されば高等法院も夙に此の理に基き合衆國政府が州立銀行に課税する事を得るも州政府はナショナル銀行紙幣及合衆國政府獨占業に課税せんとする場合には國會の協賛を経ざるべからずと命じたるは正當なる解釋と云はざるべからず、由是考ふるも

單に經濟的理由より合衆國政府の一般所得税の統一を許し得るのみならず、政治的理由に基くも亦必然的の結果たるを疑はず、嘗て高等法院が一八九四年のブロック事件（フアーマース、ローン、アンドトラス、コンパニーは市債は合衆國政府の課税を負擔せしむたりと）一八二九年のウェストン事件（合衆國政府公債は州政府の課税を負擔せずと決したり）とを混同したるの觀ありたれども其の不合理なるは明かなり此の如く兩政府の課税權に區別あるを以て此れが經濟的結果にも亦異なる處あり、經濟的見地よりするも合衆國政府の課税權は最も強大ならざるべからず故に憲法其他諸法制の修正が立法的の理由に依りてのみ成立する場合と雖も此れが經濟的結果を省察する時は意外の不合理を發見すべし。

より論ずれば改正案の尊重すべきを認知せざるべからず

新著批評

竹越與三郎氏著

南 國 記

本年上半期に出でたる快心の新著は竹越氏の近業「南國記」なり、昨夕晚餐後之を繕き初めしが、内容の豊富なると行文の流麗とに絆されて、思はず知らず一時間百頁の割合を以て忽ちにして讀過一了せり。思ふにこの種の書は何人にも愛讀さる可く、その一般紳士の讀書趣味を養成する上に於て、著者の想到せざりし程多大の影響を生ず可きなり。

廣東人を評して「外は外國と戦つて蹂躪を受けたることなく」と云ひ、（二七頁）安息に註してガングス河なりと云ひ（六〇頁）ラップルス在印度のワレンヘスチングに具申してマレー半島最南端

新著紹介

に海港を占領するの許可を乞ひたりと云ひ（六三頁）一八四八年に佛國アルゼリアを攻撃したりと云ひ（二五九頁）又故の大給子爵も夙に非馬援孔明所造也と論せられたる銅鼓に就て支那の博識家は之を孔明が孟獲征伐に用ゐた陣太鼓であると鑑定して識者の間には異論がないと（二七四頁）云はれたるに就ては余輩は却て異論なきにあらずと雖もこれ敢て本書の價値を左右す可きものにあらず。殖民政策に關する竹越氏の識見は卓然として時流を抜き、この對韓政策に論及するの邊殊に刻下の時弊を喝破して能くその肯綮に當れり。その他歴史を叙し風俗を談じ、地理を説き人情を語り、全編有益の文字充滿すと云ふも不可なく、臺灣に關する部分の如きも頗る誦す可し、且異域風物の寫眞は幾葉となく挿入せられて讀者をして親しく之を目撃するの想あらしむ。南國記一度出でて日本も亦その外裝内容に於て初めて英人の旅行記に比肩し得可きの好著述を得たりと云ふ可し。余輩も聊か東邦諸國の歴史を研究せんとするも